

## 音楽の街・久喜市「街かどコンサート」実施要領

平成29年4月10日施行

令和3年4月1日改正

令和6年4月1日改正

### (趣旨)

この要領は、音楽の街・久喜市「街かどコンサート」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

音楽の街・久喜市「街かどコンサート」

### (目的)

市民が気軽に音楽に触れる機会や活動の場を提供し、音楽文化の創造・発信・交流を進めることにより、街に音楽があふれ、憩いと潤いのあるまちづくりを推進することを目的とする。

### (開催場所)

開催場所は、市内の公共施設、駅前広場、空き店舗、街なかの空間スペースなどを利用し、開催するものとする。

### (開催形態)

「街かどコンサート」は、次のような形態で開催するものとする。

- (1) 演奏は、原則、舞台を使用しない屋外のフラットな場所とする。
- (2) 音楽のジャンルは限定しないものとする。
- (3) 楽器類は出演者が用意し、搬入・搬出・準備作業は出演者が行うものとする。
- (4) 音響・照明が必要な場合は、その都度協議とする。
- (5) 演奏時間は、個人・団体ともに30分程度とする。
- (6) 出演料は、支給しないものとする。

但し、教育委員会が認めた場合は、当該年度の予算の範囲内において、謝礼を支給することができる。

- (7) 事業運営は、教育委員会で行うもののほか、市民等で組織する「街かどコンサート」を支援する団体や個人と連携、協力を得ながら事業を行うものとする。

### (出演者)

- 1 「街かどコンサート」への出演は、公募による個人及び団体（久喜市内、市外を問わないものとする。）が「街かどコンサート」出演者登録申込書（別記様式）により登録した者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が認めた者についても「街かどコンサート」に出演することができる。

### (選考方法)

- 1 出演者の選考方法は、「街かどコンサート」出演者登録をしたもののうち、音源データなどを参考に選考するものとする。

2 選考にあたっては、様々な音楽分野を広められるよう考慮し選考する。

(事務局)

事務局は、教育委員会文化振興課に置く。

(その他)

ここに定めなき事項は、その都度定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。